

京都府ソフトテニス連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、京都府ソフトテニス連盟（公益財団法人日本ソフトテニス連盟京都府支部）という。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を京都府下に置く。

(組織団体)

第3条 本連盟は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟及び京都府スポーツ協会の組織団体となる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本連盟は、ソフトテニスにより京都府民の体位の向上、ソフトテニスの普及発展に寄与するほか、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 ソフトテニス競技の実施
- 2 ソフトテニス講習会の開催
- 3 ソフトテニスに関する諸研究
- 4 公益財団法人日本ソフトテニス連盟、西日本ソフトテニス連盟、近畿ソフトテニス連盟、京都府スポーツ協会及び他の競技団体と連携協調し、その事業を助成する
- 5 京都府内ソフトテニス選手の代表決定及び推薦
- 6 京都府内ソフトテニス選手の「ランキング」の決定及び表彰
- 7 京都府内ソフトテニスに功労のあった役員及び会員の表彰
- 8 前各号のほか、連盟の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本連盟の会員は、京都府内にあるソフトテニス団体及び個人であって、本連盟の趣旨に賛同入会した者をもって構成する。

- 1 京都府内にある市町村を単位とする団体
- 2 京都レディースソフトテニス連盟
- 3 大学 京都学連に所属する団体
- 4 高等学校 京都府内所在の高等学校ソフトテニス団体
- 5 中学校 京都府内所在の中学校ソフトテニス団体
- 6 小学校 京都府小学校ソフトテニス連盟
- 7 賛助会員 京都府内におけるソフトテニス発展のために協力していただける個人及び団体
- 8 わかば会員 他都道府県及び京都府下各市町村団体等に属しない場合に加入できる団体

(会員の除名)

第7条 本連盟の会員であって、目的遂行に不都合な行為があった場合及び第5章 会議 第19条 5項に該当する加害者を理事会の議決により除名することができる。

第4章 役 員

(役 員)

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

- | | |
|------|-------------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名（詳細は役員選考委員会規定に定める） |
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 若干名（内1名を幹事長とし、幹事会を執行する） |
| 常務理事 | 若干名（詳細は役員選考委員会規定に定める） |
| 理事 | 80名以内 |
| 監事 | 2名 |

(その他の役員)

第9条 本連盟に、前条に規定する役員のほか、名誉会長、常任顧問、顧問、参与、及び参事を置くことができる。

(役員を選任及び職務)

第10条 会長は、総会の決議によって決定する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

第11条 副会長は、会長が推挙し総会の決議によって決定する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

第12条 理事は、各支部から推挙され総会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 理事は、理事会を構成し、本連盟の会務を審議実施する。

第13条 理事長は、理事の互選により、会長が委嘱する。

2 理事長は、理事会を代表し、会務を掌理する。

第14条 副理事長は、理事の互選により、会長が委嘱する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代理する。

3 幹事長は、幹事会を主管する。

第15条 常務理事は、理事会で選出する。

2 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を執行する。

第16条 監事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 監事は、本連盟の会計を監査する。

第17条 名誉会長、常任顧問、顧問、参与及び参事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2 名誉会長、常任顧問、顧問、参与及び参事は、会長の諮問に応じる。

(任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

2 第9条に定める、その他の役員の任期は終身とする。

第5章 会 議

(会議)

第19条 本連盟に次の会議を置く。

1 年次総会（以下「総会」という）

(1) 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、及び各所属団体代表者をもって構成し会長が招集する。(所属団体代表者数は別途定める)

(2) 総会は各所属団体代表者3分の2以上（委任状を含まない）の出席をもって成立する。

(3) 総会で審議する事項は、次に掲げるとおりとし、その議決は全て出席各所属団体代表者の多数決とし、可否同数のときは議長が決定する。

① 予算及び決算の承認

② 役員の推薦及び同意

③ 事業計画及び規約の改正

④ その他重要な事項

(4) 止むを得ない事情で総会を開催することが出来ない場合は、書面又は、電磁的方法による決議をすることができる。

2 理事会（定期及び臨時）

理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事及び理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、次に掲げる事項を附議する。

(1) 事業の実施に関する事項

(2) ソフトテニスに関する諸研究

(3) 会員の入会に関する事項

(4) 名誉会長、顧問、参与及び参事の推薦に関する事項

(5) 選手その他の選抜に関する事項

(6) ランキングの決定に関する事項

(7) 表彰に関する事項

(8) その他必要な事項

3 常務理事会

常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって構成し、必要に応じ理事会を代行する。

4 幹事会

幹事会は、理事長、副理事長並びに京都市連盟代表理事、レディース連盟代表理事、中地区代表理事、南部地区代表理事、北部地区代表理事から各1名をもって構成し、幹事長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項を理事会に付議するものとし、理事長が統括する。

但し、代表理事を副理事長が兼任することができる。

(1) 日本連盟、西日本連盟、近畿連盟主催大会を主管する場合に関わる事項

(2) 行事及び事業に関わる立案事項

5 指導基本規定違反救済申立処理委員会

公益財団法人日本ソフトテニス連盟が定める規定の実効を支援し、違反事項により被害を受けている者を救済する制度を遵守するため、これを担当する委員会を設置する。併せて指導基本規程普及委員を選任する。

第6章 会 計

(経理基準)

第20条 本会の経費は、次の収入金をもって経理する。

- 1 会費
- 2 入会金
- 3 参加料
- 4 寄附金
- 5 補助金
- 6 その他の雑収入

(会 費)

第21条 所属団体の会費は毎年7月末日までに、次の区分によって納めなければならない。

- | | | |
|----------------------|----|-------|
| 1 市町村団体 | | |
| ・京都市ソフトテニス連盟 | 年額 | 31万円 |
| ・福知山市ソフトテニス協会 | 年額 | 6万円 |
| ・綾部市ソフトテニス協会 | 年額 | 3万円 |
| ・宇治市ソフトテニス連盟 | 年額 | 5万円 |
| ・城陽ソフトテニス協会 | 年額 | 5万円 |
| ・亀岡市ソフトテニス連盟 | 年額 | 5万円 |
| ・長岡京市ソフトテニス連盟 | 年額 | 4万円 |
| ・舞鶴ソフトテニス連盟 | 年額 | 4万円 |
| ・向日市ソフトテニス連盟 | 年額 | 4万円 |
| 2 京都レディースソフトテニス連盟 | 年額 | 8万円 |
| 3 京都学生ソフトテニス連盟 | 年額 | 3万円 |
| 4 京都府高等学校体育連盟ソフトテニス部 | 年額 | 4万円 |
| 5 京都府中学校体育連盟ソフトテニス部 | 年額 | 2万円 |
| 6 京都府小学生ソフトテニス連盟 | 年額 | 2万円 |
| 7 賛助会員 | 年額 | 1口1万円 |
| 8 わか葉会員 | 年額 | 1名1千円 |

(新入会)

第22条 新たに本連盟に入会しようとする団体(賛助会員及びわかば会員を除く)は、年会費として下記の通りとする。

- 1 市は、当初2年間で1万円として徴収し、3年目以降は3万円とする。
- 2 町村は、1万円とする。

(会費等の不還付)

第23条 既納の会費又は入会金は、如何なる事由があっても還付しない。

(会 計)

第24条 本連盟の会計は、一般会計、賛助会計及び特別会計により構成する。

なお、賛助会計及び特別会計の収入及び支出については理事会管理とし総会で報告する。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は、暦年によるものとする。

- 2 会計年度終了から総会までの間における経費については、会長の責任において暫定処理する事が出来る。

第7章 登 録

第26条 会員はその団体内の部員名簿を入会と同時に提出、登録しなければならない。

2 部員名簿に異動が生じたときは、その都度すみやかに異動名簿を提出し、追加登録又は登録の抹消をしなければならない。

3 会員は、その団体内部員の公益財団法人日本ソフトテニス連盟への登録を毎年行うものとする。
その登録は公益財団法人日本ソフトテニス連盟の定める会員登録規定により行う。

第8章 その他

(補助費)

第27条 日本ソフトテニス連盟、西日本ソフトテニス連盟及び近畿ソフトテニス連盟会合や大会支援として役員を派遣した場合、必要となった経費を全額補助する。
詳細は会計規定に定める事とする。

(総会定数)

第28条 総会における各所属団体定数を以下とする。

(定数には、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事を含まない)

・京都市ソフトテニス連盟	8名
・福知山市ソフトテニス協会	3名
・綾部市ソフトテニス協会	2名
・宇治市ソフトテニス連盟	2名
・城陽ソフトテニス協会	2名
・亀岡市ソフトテニス連盟	2名
・長岡京市ソフトテニス連盟	2名
・舞鶴ソフトテニス連盟	2名
・向日市ソフトテニス連盟	2名
・京都レディースソフトテニス連盟	6名
・京都学生ソフトテニス連盟	3名
・京都府高等学校体育連盟ソフトテニス部	4名
・京都府中学校体育連盟ソフトテニス部	4名
・京都府小学生ソフトテニス連盟	3名

補 則

(ランキング)

第29条 本連盟の「ランキング」の決定及び発表に関する事項は、ランキング規定に定める。

付 則 この規約は、昭和60年2月24日から施行し、昭和60年度分から適用する。

2 規約の改定は総会の承認をもって行う。

改 正

この規約は、昭和61年2月23日から施行し、昭和61年度分から適用する。

この規約は、平成2年2月26日から施行し、平成2年度分から適用する。

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

この規約は、平成5年2月21日から施行する。

この規約は、平成6年2月27日から施行する。

この規約は、平成12年2月27日から施行する。

この規約は、平成13年2月19日から施行する。

この規約は、平成14年2月25日から施行する。

この規約は、平成16年2月25日から施行する。

この規約は、平成17年3月5日から施行する。

この規約は、平成18年2月25日から施行する。

この規約は、平成19年2月24日から施行する。

この規約は、平成21年2月28日から施行する。

この規約は、平成23年2月26日から施行する。

この規約は、平成25年3月2日から施行し、平成25年度分から適用する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。
この規約は、2021年2月23日から施行する。
この規約は、2024年4月1日から施行する。